

2017年度(第67回)北海道倶楽部対抗競技

開催日： 2017年8月23日(水)・24日(木)
会場： 札幌国際カントリークラブ(A・B)

本競技においてはこのローカルルール・競技の条件と日本ゴルフ協会ゴルフ規則を適用する。
別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールまたは競技の条件の違反の罰は、2打。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズは白杭で定める。(定義40)
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。
 - (a) 張り芝の継ぎ目；規則付I(A)3eを適用する
スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は、修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっていても、それ自体は規則25-1に基づく障害とはみなされない。
球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。(ゴルフ規則164ページ参照)
 - (b) パッティンググリーンの奥行きを標示するための黄色いペイントは修理地とみなす。しかしながらそのペイントがプレーヤーのスタンスの障害となっていても、それ自体はゴルフ規則25-1に基づく障害とはみなされない。
球がそのペイントの上にあるか、触れている場合、またはそのペイントが意図するスイング区域の障害となる場合、ゴルフ規則25-1に基づいて救済を受けることができる。
 - (c) パッティンググリーンの奥行きを標示するためのペイントマーク及び、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤードマークは修理地とみなされる。しかしながら、ペイントマークがプレーヤーのスタンスの障害となっていても、それ自体は規則25-1に基づく障害とはみなされない。
球がそのペイントマークの中にあるか、触れている場合、またはそのペイントマークが意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1に基づいて救済を受けることができる。
3. 次のものは動かせない障害物とする
 - (a) 排水溝
 - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - (c) 動かせない障害物に接している他の動かせない障害物は一体の障害物とみなす。
 - (d) 動かせない障害物に接し白線で繋がれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
 - (e) 障害物によって囲まれた部分はその障害物の一部である。
4. Par3のホールにある防球ネットによる障害(ゴルフ規則24-2a)のため、ゴルフ規則24-2bの救済を受ける場合には、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレースポイントを決定しなければならない。
このローカルルールの違反の罰は、2打。
5. 次のものはコースと不可分の部分とする
 - (a) ウォーターハザード内にある護岸用の構造物。
6. パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則16-1cに基づき修理することができる。
7. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合
規則18-2と規則20-1は以下の通りに修正される。
プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。
その球やボールマーカーは規則18-2や規則20-1に規定されている通りにリプレースされなければならない。
このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。
注: パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態でプレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。

競技の条件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. 使用クラブと球の規格

(1) 競技者が持ち運ぶドライバーは R&A 発行の最新の適合ドライバーヘッドリスト上に掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。

この条件に違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰は競技失格。(ゴルフ規則 176p 参照)

(2) 溝とパンチマークの規格 裁定 4-1/1 『2010 年 1 月 1 日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』を適用する。(付属規則 II 5c 注 2 ゴルフ規則 198 ページ参照)

(3) 競技者の使用球は R&A 発行の最新の公認球リストに掲載されているものでなければならない。

この条件の違反の罰は、競技失格。(ゴルフ規則 177p 参照)

3. プレーのペースについて (ゴルフ規則 6-7 注 2)

各ホールのプレーに許される時間の限度を記載した「タイムパー」をスタート時に配布するので、これに遅れないこと。特別な事情もないのにこの時間より遅れた場合(アウトオブポジション)、ストロークに要する許容時間を個別に計測する。

(1) アウトオブポジションの定義

第 1 組は、そのラウンドのどの時点であっても、その組の累積時間が、終了したホールまでに許される時間を超えた場合、アウトオブポジションとなったものとみなされる。それ以外の以後の組は、前の組のスタート間隔を超えて、かつ終了したホールまでに許される時間を超えた場合、アウトオブポジションとみなされる。

注: アウトオブポジションとなっている「以後の組」を計測するかどうかの裁定を行う際、ホールに割り当てられた時間を超えていない組に対して寛大さを示すことができる。

(2) アウトオブポジションとなった組に対する措置

① ある組を計測することが決定された場合、その組の各プレーヤーは委員会によって個別に計測されることになる。その組の各プレーヤーは「アウトオブポジションとなっているので計測される」という事を告知される。

② ショットごとに割り当てられる最大時間は 40 秒である。次の場合に最初にプレーするプレーヤーは追加の 10 秒が許される。これらの最大時間を超えた場合、「バッドタイム」となる。

・パー3 のホールで ・アプローチショットで ・チップあるいはパットで

計測はプレーヤーが球に到着するために必要な時間が経過し、プレーの順番となり障害や妨げるものがなくなったときにスタートする。パッティンググリーン上では、計測はプレーヤーが球を拾い上げ、ふいて、そしてリプレースし、ボールマークを修理し、ルースインペディメントを取り除くための合理的な時間を経過したときにスタートする。ホールの向こう側から、また球の後方からラインを読むために費やした時間は次のストロークのための時間の一部としてカウントする。

③ 計測は組が遅れを取り戻したときに中止し、プレーヤーにそのことが告知される。

注: 状況によっては、全員を計測するのではなく、その組の中の 1 人のプレーヤーあるいは 2 人のプレーヤーだけが計測される場合もある。

(3) この条件の違反の罰

バッドタイム 1 回目 プレーヤーは委員会から警告を受け、次にバッドタイムとなった場合には罰が課せられることを告げられる。

バッドタイム 2 回目 1 打の罰

バッドタイム 3 回目 更に 2 打の罰

バッドタイム 4 回目 競技失格

注: アウトオブポジションとなった組は、その後で遅れを取り戻しても、そのラウンド中の回数は持ち越す。

(4) 同じラウンドで再びアウトオブポジションとなった場合の処置

ある組が 1 ラウンドで 2 回以上アウトオブポジションとなった場合、上記の手続きが各ケースに適用される。同じラウンドのバッドタイムと罰の適用はそのラウンドが終了するまで持ち越される。

最初のバッドタイムを知らされる前に 2 度目のバッドタイムとなった場合、罰は課せられない。

(5) 組がアウトオブポジションとなっていない場合に警告なしの無作為の計測

状況によっては、ある組、または個人のプレーヤーを警告なしに計測することができる(組がアウトオブポジションとなっていない場合も含めて)。このような「無作為の計測」の場合、上記の(2)項に規定された規則と罰を適用する。

4. 競技成立の条件

天候、その他の事情により、6コースあるいは一部のコースが2ラウンドの競技が完了しない場合の処置。

(1) 全参加クラブの選手8名の内7名が最低1ラウンドのプレーが終了しなければ、競技は不成立とする。

(2) A、B、Cグループの各2コースの競技成立の状況が異なる場合

①両コースとも1日だけプレー可能の場合

1ラウンドで競技成立とする。

②1コースは2日間プレー可能だが、1コースは2日間ともプレー不可能の場合

プレー可能であったコースでプレーした競技者7名のスコアで競技成立とする。

③1コースは2日間プレー可能だが、1コースは1日だけプレー可能の場合

2ラウンド完了した競技者4名と1ラウンドだけプレーした3名のスコアで競技成立とする。

この場合、2ラウンド完了者に競技失格があったときはそのチームは失格とする。

④早朝の天候不良などで、午前中の部のスタートが遅れた場合

午後の部の競技終了が不可能と判断した時点で、午後の部の競技をキャンセルする。

(3) 競技開始時刻の変更による競技成立の時限

第1日目 最初の組のスタート時刻 正午までとする。

第2日目 最初の組のスタート時刻 正午までとする。

(4) その他の状況が生じた場合、委員会が決定する。

5. プレーの中止と再開

①通常のプレーの中止（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則6-8b,c,dに従つて処置すること。

②険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則33-7に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格となる。

③プレーの中止と再開の合図について

通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。または、サイレンを使用せず本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

険悪な気象状況による即時中断：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

6. ホールとホールの間での練習禁止

ホールとホールの間では、競技者は最後にプレーしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。

この条件の違反の罰は、次のホールに2打。正規のラウンドの最終ホールで違反があった場合はそのホールに対して罰を受ける。

7. キャディー

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付I(B)2』を適用する。（ゴルフ規則179p参照）

8. スコアカードの提出

本競技においてはエリア方式を採用する。

9. 競技終了時点

本競技は、各会場で最終日に全員のスコアが掲示された時点をもって終了したものとみなす。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、俱楽部ハウス内並びにスターティングホールのティーアンググラウンド付近に掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. ゴルフ規則 8 の「注」記載の『アドバイスを与えることのできる者の指名』は競技の条件の中に記載されていない。
4. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25・3に基づいて救済を受けなければならない。
5. 正規のラウンド中、競技者はストロークをしたりプレーする上で、競技の援助となるような情報が得られる機器や異常な携帯品を使用すれば、ゴルフ規則 14・3 の違反(2 罰打)更に同じ違反があった場合(競技失格)となるので注意すること。
6. 競技当日のスタート前の練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては備付の球を使用し、スタート前の練習は 1 人コイン 1 枚(30 球)を限度とする。
7. No.7 ホール(A コースNo.7)、No.13、No.14、No.15(B コースNo.4、No.5、No.6)では打球の落下地点の安全確認のため、設置されている信号機の指示に従うこと。
赤色 : 落下地点に前の組がいるのでプレーしてはいけない。(必ず指示に従うこと)
8. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
9. 競技委員会は規則 33・7に基づき、エチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることがある。

競技委員長 木村 良三